

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東御市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東御市長

公表日

令和7年12月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づく東御市国民健康保険条例による、被保険者の申請等に関する事務及び資格確認書等又は認定証に関する事務、保険給付に関する事務、オンライン資格確認の事務、地方税法に基づく東御市国民健康保険税条例による、国民健康保険税の賦課徴収に関する事務又は調査に関する事務
③システムの名称	国民健康保険(税・資格・給付)システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
個人資格ファイル、所得資産ファイル、賦課情報ファイル、国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 24,44の項 ・国民健康保険法 第113条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<国民健康保険に関する事務(オンライン資格確認事務を除く。)> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」または「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項 2,3,6,13,27,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,141,158,161,173の項 (第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」または「国民健康保険法」が含まれる項48,69,70,71の項 <オンライン資格確認事務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的は、情報連携のためではなくオンライン資格確認事務として機関別符号を取得する等を行うもの。) ・国民健康保険法 第113条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東御市市民生活部市民課 長野県東御市県281番地2 0268-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東御市市民生活部市民課 長野県東御市県281番地2 0268-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底を徹底している。また、国民健康保険事務では次の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・基幹系システムに表示された個人番号を申請書等へ記入する処理 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書等の廃棄 等

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="radio"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	---	--------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]
----------------------	---

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力することとしているほか、作業者と別の者によるダブルチェックにより入力内容を確認している。これらの対策を講じていていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	--	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I-5-②所属長	市民課長 塚田 篤	市民課長 坂井 美嗣	事後	
平成28年4月1日	I-5-②所属長	市民課長 坂井 美嗣	市民課長 中條 万里子	事後	
平成31年4月1日	I-6-②所属長	市民課長 中條 万里子	課長	事前	
平成31年4月1日	IVリスク対策		「IVリスク対策」全文	事前	
令和2年4月1日	①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務、国民健康保険給付に関する事務、国民健康保険資格に関する事務	国民健康保険の賦課事務および資格・給付に関する事務(事業番号7へ8と9を統合)	事前	
令和2年4月1日	②事務の概要	<p>地方税法等の規定及び東御市国民健康保険税条例、東御市税条例等に基づき、国民健康保険税の賦課に関する事務、又は調査に関する事務を行う。</p> <p>国民健康保険被保険者に対して給付等を行う事務。【番号法別表第一に関する事務】①標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額認定証又は特別療養証明書等を発行する。②保険給付や付加給付の支給を行う。③一部負担金減免や給付一時差し止めの申請受理審査。</p> <p>【番号法別表第二に関する事務】①各種認定証等の区分判定に必要な地方税関係情報等の照会。②保険給付や付加給付に必要な医療保険給付関係情報の照会及び提供。</p> <p>国民健康保険被保険者の資格について、加入、喪失、証の発行等を行う事務。【番号法別表第一に関する事務】①被保険者又は被扶養者に係る申請等を受理・審査する。②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等を発行する。【番号法別表第二に関する事務】①被保険者又は被扶養者に係る申請等に関する住民票関係情報の照会。②被保険者又は被扶養者の資格の得喪に関する情報の照会。③他機関から番号法別表第二に基づく照会があった際は、医療保険被保険者等資格に関する情報の提供。</p>	<p>地方税法、国民健康保険法等の規定および東御市国民健康保険に関する条例等に基づき、国民健康保険税の賦課、国民健康保険被保険者の資格管理、各種保険給付等に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。</p> <p>各種申請書、届出書などに関する内容確認等の事務。賦課計算、資格管理、保険給付等に係る所得確認・照会等の事務。オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務。</p>	事前	
令和2年4月1日	③システム名称	国保税システム、国保給付管理システム、国保資格システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保資格システム	国民健康保険(税・資格・給付)システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第16項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条 1.番号法第9条第1項.別表第一の30の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第24条	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項、 別表第一の主務省令で定める命令第24条、國 民健康保険法第113条の3、第1項および第2 項、行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第16条	事前	
令和2年4月1日	②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : (29項) (別表第二における情報照会の根拠) : (27,42,44項) 1.番号法第19条 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78, 80,87,88,93,97,106,109,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に本評価書記載の事務(②事 務の概要)が含まれる項。(42, 43の項) 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 (主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、 第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第 46条、第49条、第53条	1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,28,30,33,39,42,43,44 ,45,58,80,87,88,93,97,106,109,119 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 および情報を定める命令 1,2,3,4,5,8,10の2,11の2,12の3,15,19,20,21,22の 2,24の2,25,25の2,26,31の2,43,44,46,49,53,55の 2,59の3 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,46,62 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 および情報を定める命令 20,25,25の2,33 3 オンライン資格確認の準備業務 (1)番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連 携のためではなくオンライン資格確認の基準と して機関別符号を取得する等) (2)國民健康保険法 第113条の3第1項および 第2項	事前	
令和2年4月1日	IVリスク対策		IVリスク対策全文	事前	様式変更による
令和7年12月1日	I -1-①事務の名称	国民健康保険の賦課事務および資格・給付に 関する事務	国民健康保険に関する事務	事後	
令和7年12月1日	I -1-②事務の概要	地方税法、國民健康保険法等の規定および東 御市國民健康保険に関する条例等に基づき、 國民健康保険税の賦課、國民健康保険被保険 者の資格管理、各種保険給付等に関する事務 を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用す る。 各種申請書、届出書などに関する内容確認等 の事務。賦課計算、資格管理、保険給付等に係 る所得確認・照会等の事務。オンライン資格確 認等システム稼働に向けた準備としての資格履 歴管理事務、機関別符号の取得等事務。	國民健康保険法に基づく東御市國民健康保険 条例による、被保険者の申請等に関する事務 及び資格確認書等又は認定証に関する事務、 保険給付に関する事務、オンライン資格確認の 事務、地方税法に基づく東御市國民健康保険 税条例による、國民健康保険税の賦課徴収に 関する事務又は調査に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項、別表第一の主務省令で定める命令第24条、国民健康保険法第113条の3、第1項および第2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項 別表 24,44の項 ・国民健康保険法 第113条の3	事後	
令和7年12月1日	I-4-②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,28,30,33,39,42,43,44,45,58,80,87,88,93,97,106,109,119 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令 1,2,3,4,5,8,10の2,11の2,12の3,15,19,20,21,22の2,24の2,25,25の2,26,31の2,43,44,46,49,53,55の2,59の3 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,46,62 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令 20,25,25の2,33 3 オンライン資格確認の準備業務 (1)番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の基準として機関別符号を取得する等) (2)国民健康保険法 第113条の3第1項および第2項	<国民健康保険に関する事務(オンライン資格確認事務を除く。)> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」または「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項 2,3,6,13,27,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,141,158,161,173の項 (第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」または「国民健康保険法」が含まれる項48,69,70,71の項 <オンライン資格確認事務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的は、情報連携のためではなくオンライン資格確認事務として機関別符号を取得する等を行うもの。) ・国民健康保険法 第113条の3	事後	
令和7年12月1日	II-1 対象人数	令和2年3月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年12月1日	II-2 取扱者数	令和2年3月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年12月1日	IV-8 人手を介在させる作業		様式変更により新たに記載	事後	
令和7年12月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		様式変更により新たに記載	事後	